（原材料費算定明細表）

			年度	原価算定期間計	備　考
原料費	原料油費	消費量（kℓ）	＜　＞	＜　＞	
		消費単価（円／41.8605MJ）	＜　＞	＜　＞	
		消費額（千円）	＜　＞	＜　＞	
	原料ガス費	消費量（千㎥）	＜　＞	＜　＞	
		消費単価（円／41.8605MJ）	＜　＞	＜　＞	
		消費額（千円）	＜　＞	＜　＞	

㈱　上段＜　＞には現行供給約款料金の算定時における様式第２第２表（営業費等項目別算定明細表）１．原材料費の数値を記載すること。

第２表

特定変動小口部門原価整理表

（単位：千円）

部門別原価の項目	金　額
特定変動小口部門原価	
供給約款料金変動額	
選択約款料金変動額	

㈱　該当事項がないときは、空欄とすること。

第３表

変動額供給約款料金原価整理表

（単位：千円）

	金　額
供給約款料金変動額	
現行供給約款料金原価	
変動額供給約款料金原価	

（ガス事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第二条　ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項中「定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額」を「定めた額」に改める。

別表第一第一表の㈠中

「

その他の諸経費（上記以外の営業費をいう。）	原価算定期間中におけるガス需給計画等に対応した適正な見積額とする。

」を

「

その他の諸経費（上記以外の営業費をいう。）	原価算定期間中におけるガス需給計画等に対応した適正な見積額とする。

」に

㈱　各項目の算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から６月を経過する日とした場合にあっては、その日から１年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする（以下この表において同じ。）。」

改める。

別表第一第三表中

「

雑収入（賃貸料等）	それぞれ実状に応じた適正な見積額とする。 賃貸料は、事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものに限るものとする。

」を

「

雑収入（賃貸料等）	それぞれ実状に応じた適正な見積額とする。 賃貸料は、事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものに限るものとする。

」に

㈱　各項目の算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から６月を経過する日とした場合にあっては、その日から１年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする。」

改める。

様式第二第１表中「。なお、原価算定期間の始期を下期とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること」を削る。

（簡易ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「算定し、各事業者に通知する値を用いるものとする。」を「告示する値とする。」に改める。

（ガス事業会計規則の一部改正）

第四条　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の資産の部一㈢中

「

長期前払費用	１年を超えた後にその全額が費用になるべきものの前払額

」を

「

長期前払費用 前払年金費用	１年を超えた後にその全額が費用になるべきものの前払額

」に

改める。

様式第一の資産の部一㈢中

「

8　長期前払費用	××××
9　繰延税金資産	××××
10　その他投資	××××
11　貸倒引当金（貸方）	××××

」を